
湯上市
子どもの貧困対策整備計画

【素案】

平成29年度～平成33年度

平成29年 2月

湯上市

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	3
(1) 計画策定の背景.....	3
(2) 計画の位置づけ.....	4
2 計画の対象.....	5
3 計画の期間.....	5
4 計画の策定体制.....	6
第2章 計画の基本的な方向性.....	7
1 基本理念.....	9
2 基本方針.....	10
3 施策の体系.....	11
第3章 施策の展開.....	13
基本方針1：教育の支援.....	15
(1) 学校をプラットフォームとした総合的な支援.....	15
(2) 就学支援の推進.....	16
基本方針2：生活の支援.....	18
(1) 保護者の生活支援.....	18
(2) 子どもの健康と生活の支援.....	21
基本方針3：保護者に対する就労の支援.....	22
(1) 就労に関する相談・情報提供.....	22
(2) 資格・技能の取得に向けた支援.....	22
基本方針4：経済的支援.....	23
第4章 計画の推進.....	25
1 計画の推進体制.....	27

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景

社会情勢の変化に伴う子育て世帯における所得の減少や、社会的孤立などのために貧困の状態にある子どもが増加傾向にあることが懸念されています。

国の調査によれば、日本の子どもの貧困率は16.3%（平成24年）となっており、これまでの調査において最も高い値となっています。（国民生活基礎調査-厚生労働省）また、生活保護世帯の子どもの高等学校等への進学率も全体と比べると低い水準となっています。

国では、このような状況を受け、貧困の連鎖によって子どもたちの将来が閉ざされることが決してないように、子どもたちの成育環境を整備するとともに、教育の機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援などとあわせて、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行しました。

さらに平成26年8月には、子どもの貧困対策についての基本的な方針等を定めた「子供の貧困対策に関する大綱」が策定され、今後の子どもの貧困対策における基本的な方針が示されました。

秋田県においても、こうした国の動きを踏まえ、平成28年3月に「秋田県子どもの貧困対策推進計画」を策定しました。

秋田県では、“手を伸ばせばすぐ届くところに、いつでも、子どもたちを見守る目と支えようとする人の輪（和）があり、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長することができる地域社会の実現”を目指し、“教育の支援”、“生活の支援”、“保護者に対する就労の支援”、“経済的支援”の4項目に力を入れて、総合的な子どもの貧困対策に取り組んでいくこととしています。

潟上市においても、国の子どもの貧困対策や秋田県の取り組みと連携し、困難な環境にある子どもや家庭に対する支援や取り組みの方針について、「潟上市子どもの貧困対策整備計画」として策定するものです。

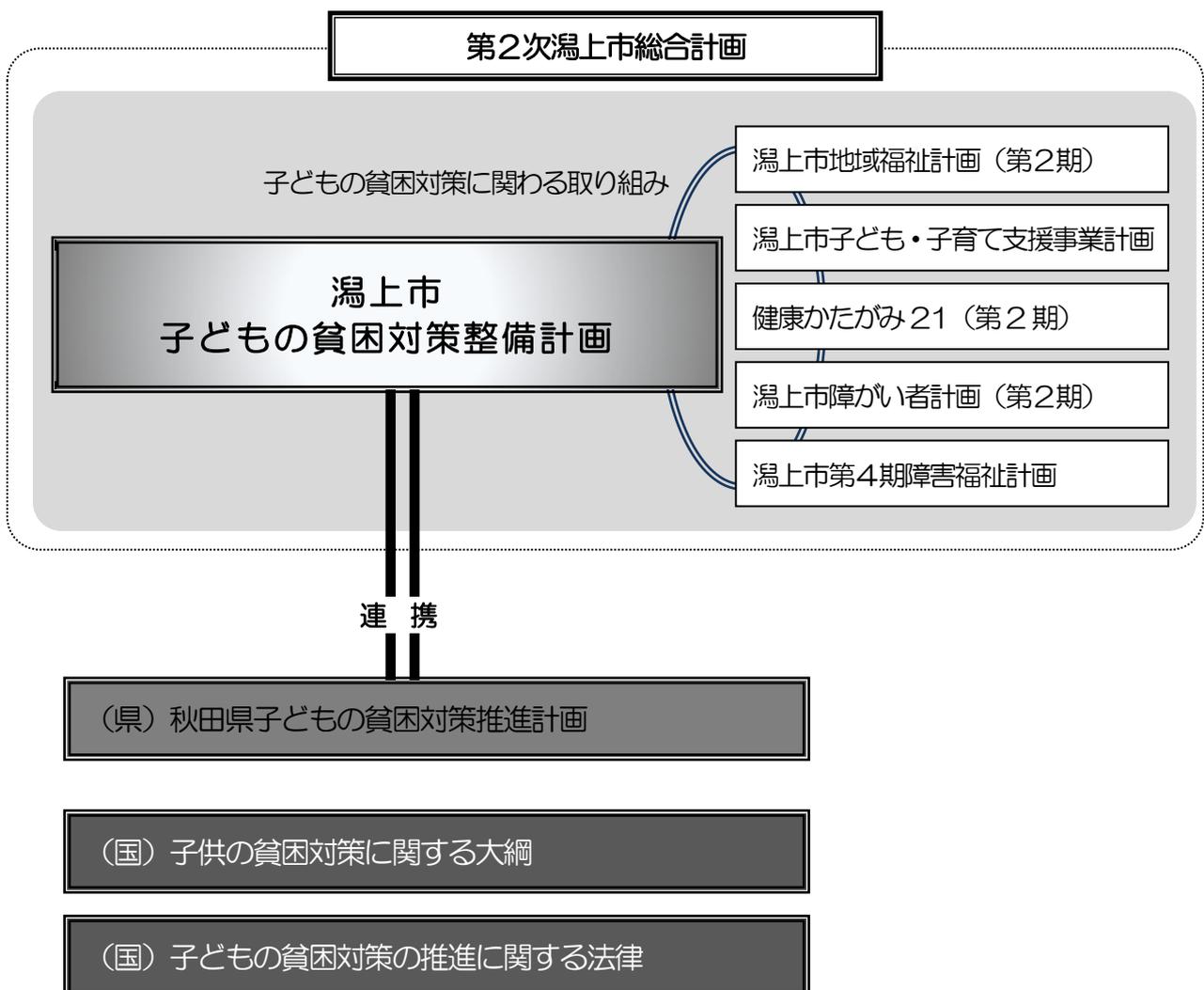
子どもの貧困対策を官公民の連携による国民運動として展開するため、潟上市における子どもの貧困対策の基本方針や取り組みについて本計画において整理しました。

(2) 計画の位置づけ

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」において、市町村への計画策定に関する規定はありません。しかし、都道府県に対する計画策定の規定（第9条）は明記されており、「子供の貧困対策に関する大綱」においても、“官公民の連携によって子どもの貧困対策を国民運動として展開する”ことが掲げられていることから、本市においても、秋田県の計画と連携して、子どもの貧困対策を国民運動として展開するための計画として本計画を策定します。

また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」において、教育の支援（第10条）、生活の支援（第11条）、保護者に対する就労の支援（第12条）、経済的支援（第13条）について必要の施策を講じることが地方公共団体には求められており、本計画は、これらの施策について取りまとめた計画と位置づけられます。

したがって、本市のあらゆる施策の基本となる「第2次潟上市総合計画（平成28～37年度）」、教育の支援や生活の支援等に関連するその他の分野別計画との整合性に配慮し、子どもの貧困対策を総合的に展開するために関係する本市の取り組みについて整理し、本市の子どもの貧困対策に関わる基本方針についてとりまとめたものが本計画となっています。



2 計画の対象

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」では、第2条において、「子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならない。」と基本理念を掲げており、経済的な困窮下にある子どもに対して支援を行うだけでなく、子どもが生まれ育った環境によって将来を左右されることのない社会の実現を目指すものとされています。

したがって、本計画においては、現に経済的困窮状態にある子どもやその家庭に対する取り組みを行うとともに、子育てに伴う経済的・精神的負担の増大、保護者の疾病や離職による家計の逼迫、ひとり親家庭における生活の厳しさなど、子どもが困難な状況に陥る様々なリスクに対しても、できるだけ早い段階から効果的な支援を行い、すべての子どもが生まれ育った環境により、教育や生活、就労などの場面において、家庭の状況による制約を受けることなく、健やかに育つことができるよう取り組みます。

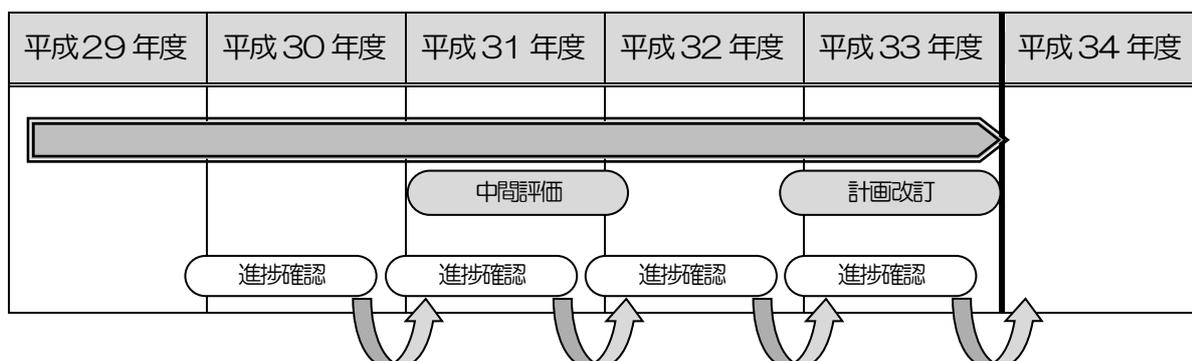
すべての子どもと子育て家庭を対象とします

3 計画の期間

本計画は平成29年度から、平成33年度までの5年間で計画の期間とします。

計画の改訂については、計画の最終年度である平成33年度に行うこととしますが、計画途中であっても、社会情勢や法整備の状況などに応じて、柔軟に計画の見直しを行います。

なお、計画の進捗確認は毎年度終了後に実施し、計画の中間年度には中間評価を行います。

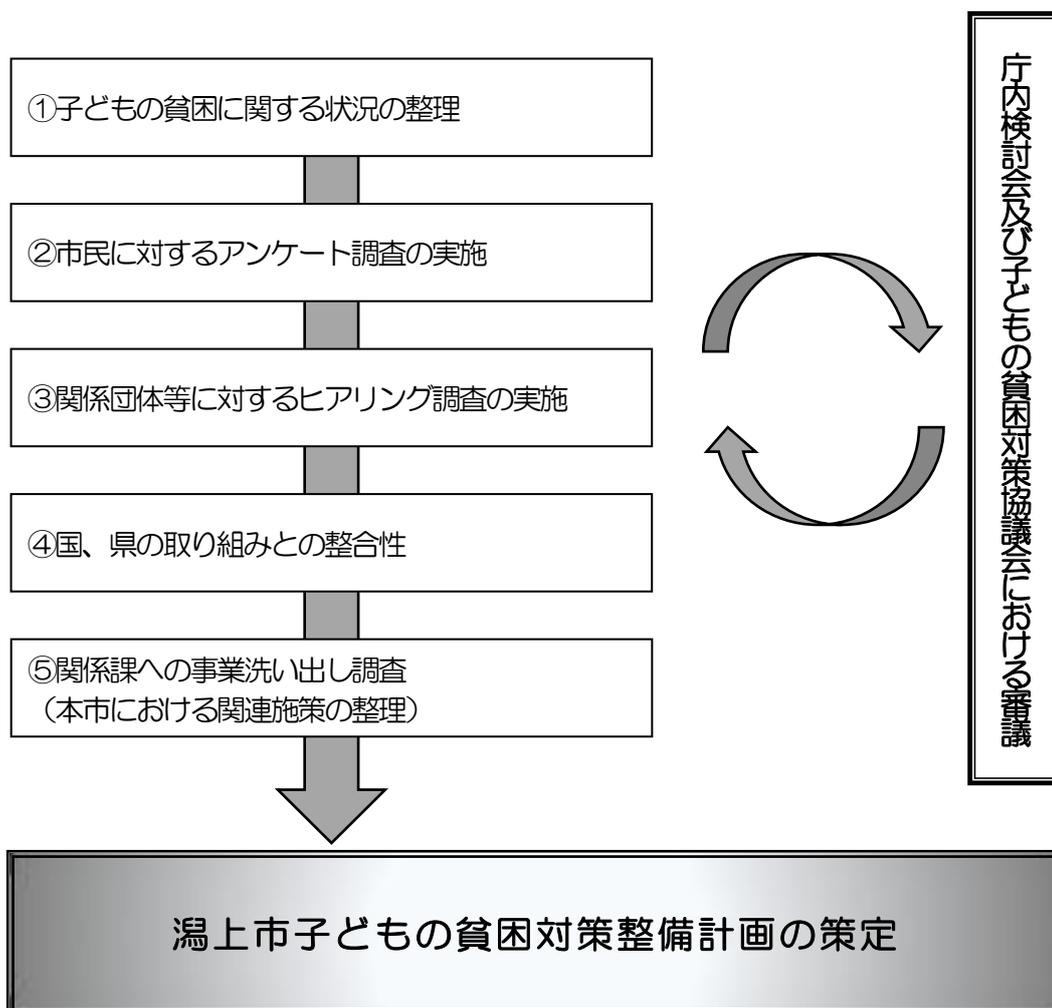


4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、市民に対するアンケート調査を実施することで、子どもの貧困に関する状況や意識を把握するとともに、市内で活動する支援団体に対するヒアリング調査を実施し、本市における子どもの貧困対策の課題やポイントを明確にした上で、計画の策定を図りました。

また、国や秋田県の子どもの貧困対策に関する取り組みとの整合性を図るとともに、本市における関連する取り組みについて整理し、計画に反映しています。

計画内容については、計画策定委員会において審議し、調整を図った上で、計画策定を行っています。



第2章 計画の基本的な方向性

1 基本理念

「第2次潟上市総合計画」（平成28年度～平成37年度）では、まちづくりの基本理念として、

「市民と行政がともに築くまち」
「豊かな自然と調和した住みよいまち」
「市民がしあわせを実感できるまち」

を掲げており、この基本理念を踏まえた市の将来像として、

みんなで創る しあわせ実感都市 潟上
～ 文化の風薫る 笑顔あふれるまち ～

を目指しています。

そして、「第2次潟上市総合計画」の中で、「基本目標6 次代の人が育つ、生涯学習都市」を基本方向の柱の一つとしており、

- ・子育て家庭の経済的な負担の軽減と心身の健康の保持と生活の安定を図ること
- ・多種多様な社会情勢の変化の中、十分な学力や能力を備えているにも関わらず、経済的・金銭的な理由により進学が困難な学生が増加してきており、経済的支援が求められている

といった課題認識や方向性が示されており、本計画はこれらの課題に対応した取り組みについて整理した計画となっています。

秋田県においては、国の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、平成28年3月に「秋田県子どもの貧困対策推進計画」（平成28年度～平成32年度）を策定し、

手を伸ばせばすぐ届くところに、いつでも、子どもたちを見守る目と支えようとする人の輪（和）があり、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長することができる地域社会の実現

を目指し、子どもの貧困対策を推進しており、本計画も県の計画と整合性を図りながら推進していくものとなっています。

本計画は、国の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、県の「秋田県子どもの貧困対策推進計画」と整合性を図りながら、「第2次潟上市総合計画」で示された課題に対応するために、すべての子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、夢と希望を持って成長していくことができるように支援していくためのものです。

そこで、本計画の基本理念については以下のように設定します。

**みんなでともし見守り、
すべての子どもと子育て世帯が夢と希望を持って成長しながら、
しあわせを実感できるまちの実現**

2 基本方針

秋田県においては、経済的に厳しい状況にある子どもとその家庭に対する支援として、以下の4項目の柱に沿って取り組みを推進しています。

- (1) 教育の支援
- (2) 生活の支援
- (3) 保護者に対する就労の支援
- (4) 経済的支援

本市においても、秋田県の事業の窓口として取り組んでいる事業もあり、県の計画との整合性を図りながら計画を推進していくため、本計画の基本理念の実現に向けて、以下の4つの基本方針に沿って取り組んでいくこととします。

基本方針1：教育の支援

すべての子どもたちが家庭の経済状況に左右されることなく、夢と希望を持って成長していくためには、すべての子どもに教育の機会均等が確保され、質の高い教育が受けられる環境を整備することが必要です。

将来、子どもたちが希望に沿った進学を行い、多様な職業の選択ができるようになり、能力や可能性を最大限に生かせるように、学校を子どもの貧困対策のプラットホームとして位置付け、学習環境の整備や教育費の負担軽減など総合的な対策を進めます。

基本方針2：生活の支援

経済的に厳しい状況にある子どもやその家庭が、日常生活において心理的、社会的に孤立し、より一層困難な状況に陥ることがないように、また、家庭の経済状況によって健康や健やかな成長が損なわれることがないように、安定した生活の確保や自立の促進など、子どもの保護者も含めた総合的な生活面の支援を行っていきます。

基本方針3：保護者に対する就労の支援

子どもとその家庭が安定した生活を送るためには、保護者が一定の収入を得ることが必要となります。

また、保護者の働く姿を子どもに示すことは、子どもたちに将来の就労への意欲や、自立心の助長等を育み、貧困の連鎖の防止にあたり大きな教育的意義があります。

社会情勢の変化や保護者が置かれている環境、保護者自身が抱えている課題などのために就労の機会や十分な就労収入が得られないことも少なくありません。

特に、ひとり親家庭では、就職経験が乏しく、十分な技能がないまま、不安定な就労形態にある家庭も多く、子どもたちが安定した生活を送ることができるように、ひとり親家庭を含め、それぞれの家庭の状況に応じた就労の支援を行っていきます。

基本方針4：経済的支援

経済的に厳しい状況にある子どもやその家庭にとって、生活基盤の安定に資する経済的支援は非常に重要なものです。

生活保護や各種の手当、助成や貸付等に関する諸制度について、活用促進のための制度周知や相談支援を推進し、経済的支援を必要とする人たちに適切な支援が行われるようにしていきます。

3 施策の体系

みなでともに見守り、
すべての子どもと子育て世帯が夢と希望を持って成長しながら、
しあわせを実感できるまちの実現

基本方針1：教育の支援

- (1) 学校をプラットフォームとした総合的な支援
- (2) 就学支援の推進

基本方針2：生活の支援

- (1) 保護者の生活支援
- (2) 子どもの健康と生活の支援

基本方針3：保護者に対する就労の支援

- (1) 就労に関する相談・情報提供
- (2) 資格・技能の取得に向けた支援

基本方針4：経済的支援

第3章 施策の展開

基本方針1：教育の支援

(1) 学校をプラットフォームとした総合的な支援

1) 学校、関係機関との連携による相談体制の充実

① スクールカウンセラー配置

<事業内容>

子どもたちの学校や家庭における悩み事や、相談に対応するため、各学校にスクールカウンセラーを配置して、子どもたちの心のケアに努めています。

② 心の教室、親と子の相談員の配置

<事業内容>

不登校やいじめ問題に対応するため、各校に相談員を配置し、子どもたちの学級の居場所づくりや学校への復帰を支援するとともに、児童生徒や保護者が相談しやすい体制づくりを進めます。

③ 広域カウンセラー、SSWの活用

<事業内容>

県内3か所の広域カウンセラーやSSW（スクールソーシャルワーカー）との連携により、いじめや不登校などの問題の早期発見・早期対応に努めています。

2) 地域による学習支援

① 学校支援地域本部事業

<事業内容>

学校、家庭、地域の連携協力のもとこれまで以上に教育を進めていくために、学校の求めに応じて、必要な支援を地域のボランティアが行うことができるように体制を構築します。

学校支援地域本部の体制を構築していくことで、子どもたちの教育をよりよいものとし、地域の方々の生涯学習の成果を生かす場を提供し、地域の教育力の向上につなげていきます。

② 放課後子ども教室推進事業

<事業内容>

放課後に子どもたちの安全・安心な活動場所を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する放課後等支援活動（大豊小・飯田川小児童対象）を実施しています。

放課後子ども教室は安全・安心な子どもたちの居場所となっており、放課後の体験活動を通して異学年との交流や仲間作りなど健全育成にもつながっています。

(2) 就学支援の推進

1) 生活困窮世帯等への学習支援

① 潟上市子どもの学習支援事業

<事業内容>

生活に困窮している家庭の子どもの貧困が世代を超えて連鎖することのないように、受験期に合わせた居場所づくりと受験期に必要な学習を提供し、子どもの悩みや不安に対する心のケアも行いながら夢と希望を持って成長することができるよう支援を行っています。

2) 就学のための支援

① 要保護・準要保護児童生徒の援助

<事業内容>

小・中学校の児童・生徒で、経済的な理由で就学が困難な場合に、その保護者に対して必要な援助（給食費の免除、学用品費・修学旅行費等の支給）を行っています。

② 特別支援学級児童生徒の援助

<事業内容>

小・中学校の特別支援学級へ就学している児童・生徒の保護者に対して、経済的負担の軽減を図るため、就学に必要な経費の一部を補助しています。

③ 育英会奨学金貸与事業（対象：高校生及び大学生等）

<事業内容>

潟上市育英会では、優良な学生であって、経済的な理由で高校や大学等への就学が困難な方に対し、奨学金の貸与を行っています。

④ 母子父子寡婦福祉資金の修学資金等の貸付

<事業内容>

ひとり親や寡婦もしくはひとり親の子に対して、修学資金及び就学支度資金の貸し付けを行っています。市で受け付けを行い、秋田県中央福祉事務所で審査、貸し付けを実施しています。

⑤ 施設型給付

<事業内容>

子ども・子育て支援法に基づき、小学校就学前の子どもに対して施設型給付費等を給付するものです。

新制度の施行により、幼稚園や保育所等の利用が社会保障サービスになったため、負担の軽減を図るために給付を行っています。

3) 就学継続のための支援

①高校生通学費助成金

<事業内容>

高等学校等に通学する高校生の保護者の経済的負担を軽減するために、通学費（通学定期券の購入費）の一部を助成しています。

②生活福祉資金（教育支援資金）の貸付

<事業内容>

低所得世帯の生徒（高校生以上）、学生（専門学校、大学等）に対して、修学資金及び就学支度資金の貸し付けを行うものです。
潟上市社会福祉協議会で受け付けを行い、審査決定貸付は秋田県社会福祉協議会で実施しています。

基本方針2：生活の支援

(1) 保護者の生活支援

1) 保護者の自立支援

①生活福祉資金（総合支援資金・福祉資金）の貸付

<事業内容>

生活に困窮する者に生活資金を貸し付けするものです。
潟上市社会福祉協議会で受け付けを行い、審査決定貸付は秋田県社会福祉協議会で実施しています。

②たすけあい資金の貸付

<事業内容>

低所得世帯の更生援護に資する貸し付けを行っています。
学用品の購入、修学旅行等の経費、就学・進学等の支度費等の貸付を実施しています。また、保護者の治療・往診費等に関しても貸付を実施しています。

③母子家庭等日常生活支援事業

<事業内容>

日常生活を営むのに大きな支障が生じている方や、自立するための就職活動などにより、一時的に生活援助、保育サービスが必要なひとり親家庭に対して、家庭生活支援員を派遣して生活援助等を支援しています。

④母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業 母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業

<事業内容>

ひとり親家庭の母または父が、就職に有利になる講座を受講する際に、受講料の一部を助成したり、看護師等の資格取得養成修業期間に給付金を支給しています。

⑤母子・父子自立支援員・家庭児童相談員による相談対応の充実

<事業内容>

児童の養育やひとり親である保護者の就職等について相談をうけた場合、母子・父子自立支援員や家庭児童相談員が話を聞き、助言等を行っています。

⑥母子生活支援施設への措置

<事業内容>

生活上何らかの問題を抱えている母子家庭を母子生活支援施設に入所措置し、施設職員とともに生活の安定や自立を支援しています。

⑦母子父子寡婦福祉資金の転宅資金や生活資金等の貸付

<事業内容>

ひとり親や寡婦に対して、転宅資金や生活資金の貸し付けを行っています。
市で受け付けを行い、秋田県中央福祉事務所で審査、貸し付けを実施しています。

⑧生活困窮者自立支援事業

<事業内容>

生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階の方々の悩みや困りごとに関する相談を受けて、相談内容に応じて必要な支援を図り、各関係機関等への紹介（つなぎ）を含めて、問題解決に向けた対応を行っています。

相談に際しては、相談者が相談しやすいように、自宅等への訪問型による相談対応を積極的に実施しています。

⑨住居確保給付金の支給

<事業内容>

生活困窮者自立支援法に基づき、失業等によりアパート等の家賃が支払えず住居を失う恐れのある方に住居確保給付金を支給し、住まいを確保したうえで、就労活動に取り組んでもらうようにしています。

2) 子育てに関わる支援

①子育て支援短期利用（ショートステイ事業）

<事業内容>

保護者の疾病等により、一時的に子どもを養育することが困難になった場合に児童福祉施設において養育、保護を行っています。

②地域子育て支援拠点事業

<事業内容>

主に未就園児とその保護者が交流できる常設の「ひろば」を無料で開放し、子育てについての相談、情報提供、子育てサークル活動の支援などを行っています。

③子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

<事業内容>

地域において育児の援助を行いたい人（協力会員）と育児の援助を受けたい人（依頼会員）が会員として組織する育児の相互援助事業です。

④就学前の教育・保育事業の充実

<事業内容>

認定こども園・保育園・幼稚園等の整備を計画的に進めていきます。

⑤多様な保育サービスの提供

<事業内容>

多様化する保育需要に対応できるよう、保護者の就労形態や児童の状況に応じて、延長保育、預かり保育、一時預かり、障害児保育を行っています。

⑥すこやか子育て支援事業

<事業内容>

幼稚園使用料、保育所保育料の保護者負担の軽減のために行っているものです。児童の属する世帯の収入の状況に応じて、保育料等の負担の軽減をしています。また、第3子以降の児童の保育料等は無償化されています。

⑦放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

<事業内容>

保護者の子育てと仕事の両立支援のため、ひとり親家庭、両親の共働きなど日中留守になる家庭の小学生を対象に、放課後の児童の安心安全な居場所づくりに努め、健全な育成を図っています。

⑧潟上市子どもの学習支援事業（再掲）

<事業内容>

生活に困窮している家庭の子どもの貧困が世代を超えて連鎖することのないように、受験期に合わせた居場所づくりと受験期に必要な学習を提供し、子どもの悩みや不安に対する心のケアも行いながら夢と希望を持って成長することができるよう支援を行っています。

(2) 子どもの健康と生活の支援

①学校での食育推進事業

<事業内容>

年間計画を作成し、特別活動、保健体育、生活科、家庭科など、あらゆる教科で栄養教諭を活用して食に関する指導を行っています。ふるさと教育の趣旨を生かし、創意ある教育課程の中で食育をテーマにし、発達段階に応じた学習計画作成の支援・援助や、学習支援のための情報提供を行っています。

②助産施設への措置

<事業内容>

経済的理由により入院助産を受けることが困難な妊産婦に対して、助産施設への入所措置を行い、安心して出産していただくよう助産費を負担しています。

③妊娠・出産への健康づくり支援事業

<事業内容>

妊娠の届出に来た妊婦全員を対象に面談の実施と、妊婦健康診査及び産後1か月健康診査受診券を配付し、健康づくりへの意識付けと、現状の把握、問題の早期発見に努めています。

④乳児家庭全戸訪問（未熟児訪問、低出生体重児訪問含む）

<事業内容>

母子保健法に基づいて、生後4か月までのすべての乳児とその母親を対象に訪問を実施しています。

⑤乳幼児健康診査

<事業内容>

4か月児、7か月児、10か月児、1歳半児、2歳半児、3歳半児を対象に、健康診査及び歯科健康診査を実施しています。

医師、歯科医師、臨床心理士等を含めて発達・発育の確認と生活習慣・状況を把握したうえで一人ひとりの状況に対応した保健指導を実施しています。また必要と思われる児及び保護者には継続した支援をしています。

⑥子どもの医療費の助成

<事業内容>

ひとり親家庭の18歳までの児童及び中学生までの児童の医療費を全額助成しています。

基本方針3：保護者に対する就労の支援

(1) 就労に関する相談・情報提供

①ひとり親世帯の母または父、寡婦等を対象とした講習会の開催募集情報の情報提供

<事業内容>

秋田県ひとり親家庭就業・自立支援センターが開催する就職に有利になる技能等の講習会の開催募集情報を広報誌などで周知、情報提供しています。

②求職中のひとり親世帯の母または父、寡婦等への情報提供

<事業内容>

求職中のひとり親家庭の父または母、寡婦等に、求人情報の提供が受けられる秋田県ひとり親家庭就業・自立支援センターへの登録をすすめたり、ハローワークによる巡回相談への参加をすすめたりしています。

③生活困窮者や生活保護受給者に対する就労支援員による支援

<事業内容>

ハローワーク秋田で実施している就労自立促進事業により、専属の相談支援ナビゲーターが相談者に対してマンツーマンで就労支援にあたり、早期の就労に向けて支援を行っています。

(2) 資格・技能の取得に向けた支援

①母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業 母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業（再掲）

<事業内容>

ひとり親家庭の母または父が、就職に有利になる講座を受講する際に、受講料の一部を助成したり、看護師等の資格取得養成修業期間に給付金を支給しています。

②母子父子寡婦福祉資金の技能習得資金や生活資金等の貸付

<事業内容>

ひとり親や寡婦に対して、技能習得資金や生活資金の貸し付けを行っています。市で受け付けを行い、秋田県中央福祉事務所で審査、貸し付けを実施しています。

③潟上市就業資格取得等助成金交付事業

<事業内容>

市内に在住する求職者等を対象として、資質向上及び就労の促進を図るため、技術習得及び資格取得研修等の経費に対しその一部を助成する制度です。

基本方針4：経済的支援

①母子父子寡婦福祉資金の貸付事業

<事業内容>

秋田県の事業として、ひとり親や寡婦等に対して、各種資金の情報提供及び貸し付けを行っています。利用に際しては、市で受け付けを行い、秋田県中央福祉事務所で審査、貸し付けを実施しています。

②生活保護事業の適正な運用

<事業内容>

小中学校、高校での就学に係る費用について、教育扶助及び生業扶助により支給することで、対象者の生活の安定を図っています。

また、高校生における就労収入の認定については、自立更生に充てる費用を除外して認定しています。

③児童扶養手当の支給

<事業内容>

児童福祉の推進を図り、ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進するために、児童扶養のための手当を支給しています。

④修学旅行助成事業

<事業内容>

要保護・準要保護家庭の小・中学生に対する修学旅行に係る費用に対する助成金給付しています。

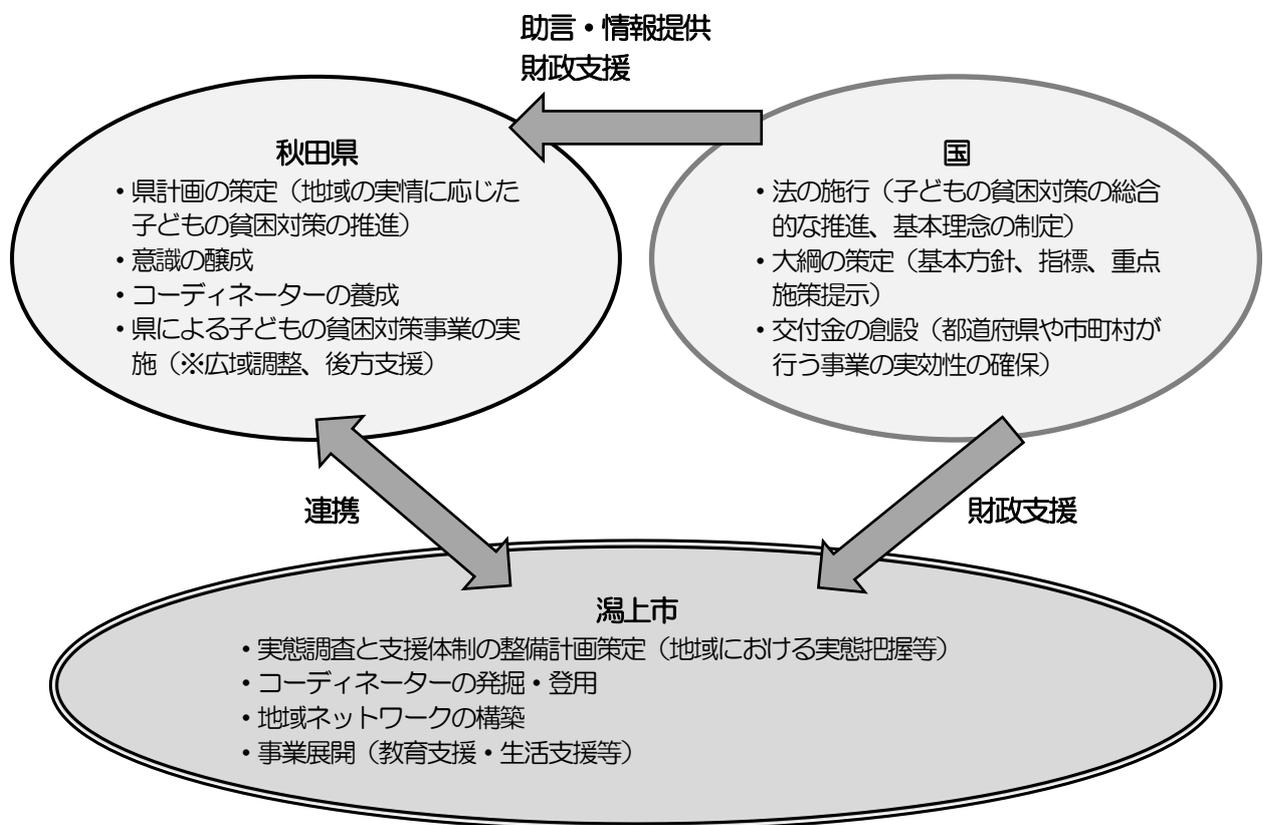
第4章 計画の推進

1 計画の推進体制

すべての子どもたちが夢と希望を持って成長することができる地域社会の実現を目指すためには、潟上市だけではなく、国や秋田県との連携や、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域で活動する様々な関係団体など、様々な関係者が幅広く連携し、貧困や家庭環境の問題など多様な問題を抱えている子どもや家庭をいち早く把握し、適切な支援につなげていくことが重要となります。

潟上市は困難な状況にある子どもや家庭にもっとも身近な立場にあるため、様々な関係者の間で、支援のための連携や調整を行い、実情に即した適切な支援を効果的に行っていくための中心的な役割を担っていきます。

<国、秋田県、潟上市の連携>



潟上市 子どもの貧困対策整備計画

平成29年2月

発行

潟上市市民福祉部 社会福祉課

〒010-0201

秋田県潟上市天王字棒沼台226番地1

TEL 018-853-5314

FAX 018-853-5233

E-mail shakaifukushi@city.katagami.lg.jp